

農協・卸売市場への出荷分について

買い手は、農協・卸売市場が発行する書類で仕入税額控除ができるので、**新たに対応する必要はありません。**

○ 農協に出荷している場合

農協の組合員が、農協に対して、**通常、販売を委託した場合(無条件委託方式^(※1)かつ共同計算方式^(※2)に限る)**は、**組合員から買い手に対するインボイスの交付義務は免除**されます。**【協同組合特例】**

この場合、買い手は、農協が発行する書類で仕入れに係る消費税分を仕入税額控除することができます。

※1 無条件委託方式

出荷した農林水産物について、売値、出荷時期、出荷先等の条件を付けずに、その販売を委託すること

※2 共同計算方式

一定の期間における農林水産物の譲渡に係る対価の額をその農林水産物の種類、品質、等級その他の区分ごとに平均した価格をもって算出した金額を基礎として精算すること

○ 卸売市場に出荷している場合

卸売市場^(※)において、出荷者から委託を受けて行う生鮮食料品等の販売は、**出荷者から買い手に対するインボイスの交付義務は免除**されます。**【卸売市場特例】**

この場合、買い手は、卸売市場が発行する書類で仕入税額控除をすることができます。

※ 卸売市場特例の対象となる卸売市場は、以下のとおり。

①：農林水産大臣の認定を受けた中央卸売市場

②：都道府県知事の認定を受けた地方卸売市場

③：①及び②に準ずる卸売市場として農林水産大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たす卸売市場のうち農林水産大臣の確認を受けた卸売市場